

◆継続審査となっていた農業振興基本条例を修正可決

令和2年第4回定例会で継続審査となっていた「下川町農業振興基本条例の一部を改正する条例」について、大西総務産業常任委員長から審査経過と結果ついて報告がありました。内容は次のとおりです。

令和3年2月10日、閉会中の委員会審査にあたり、副町長、農務課長から当委員会が付した意見について報告したいとの申し出があり、次のとおり報告がありました。

「直近の農業委員会に説明したこと」  
「農業関係者に集まっていたことが叶わずJA北はるかの生産組織である部会長宛に説明した」と

「担い手協議会に説明したこと」  
その他の説明では、畜産クラスター事業について、本年度申請が1件、もう1

件は次年度の農林水産省の補正予算措置を見込んで申請を目指していること、条例改正の前後で制度の公平性の議論に係る説明はしていないこと、財政課題が前面に出ているにもかかわらず、激変緩和措置の予定はない等の説明がありました。

令和3年2月16日、閉会中の委員会審査にて、副町長と農務課長から報告を受けました。  
「行革の一環として条例改正することは理解しているが、農業経営を承継し意欲を持って取り組む者への支援はないか」の質問に対して、副町長から

「個人を特定して条例改正しないこと、畜舎施設整備で木材使用に係る支援を拡充しており、原案による新制度の下で支援させていたきたい」と

との回答がありました。また、土づくり事業の補助対象品目に係る質問に対して、担当課長から、「執行する側の裁量により適切に支援

してきたい」との回答がありました。その後、委員討議を行いました。採決に至りませんでした。

令和3年3月10日、委員間討議の中で、一委員から「議案第5号に係る修正案」が提出されたため、修正案の説明を求めました。委員から、

「補助金の交付にあたり、適切な財政運営のもとで財源の確保を的確に行うこと。また適切な運用を図ること」

「条例の検討及び適切な措置については、4年を超えないと規定しているが、流動性があり不確定要素を含んでいる。本制度を活用して将来設計や事業計画を立てることに支障をきたすことや公平性を欠くことのないように措置すること」

「農業振興審議会の答申ではおおむね理解されているのではないか」

「中小企業振興基本条例、農業振興基本条例との整合性からみて、農業振興基本条例だけを期限の延期をするというのはいかなるものか」

などの意見が出されました。採決を行ったところ、「議案第5号に係る修正案」は賛成多数により可決しました。

報告後、本会議での採決では、委員会の修正案に賛成4人、反対3人で修正案を可決。修正議決した部分を除く原案についても賛成多数で可決しました。

政報告1件が提案され審議を行いました。  
「令和2年度下川町一般会計補正予算(第10号)では新型コロナウイルス感染症に係るワクチン接種に向けて、可能な限り迅速かつ的確に実施できるよう、体制確保などに必要な経費と特定地域づくり事業協同組合として認定を受けた下川町事業協同組合が実施する特定地域づくり事業に対する補助金が計上されました。本会議での議員からの質疑では「コロナ対策に専念するチームを作れないか」に対し「生命を守ることが優先。現段階では、専門部署を作ることは厳しいと思っている」、「特定地域づくり事業は10年更新制となっている。この先も国庫補助制度が続くものなのか」に対し「総務省に確認したところ10年以上は続くものと想定する」、などの質疑や答弁がありました。その後採決に移り、賛成多数により原案可決しました。



◆令和2年度下川町一般会計補正予算(第10号)を原案可決

2月16日に開催した第1回臨時会は町長提出1件行